

## 志免中央小学校PTA役員等選出規定

### (目的)

第1条 この規定は、志免中央小学校PTA会則第11条第2項の規定に基づき、公正かつ客観的に役員等の候補者を選考するために定めるものである。

### (方法)

第2条 総務部は、次の役員等の候補者を会員の中から選考し、総会において選出する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 総務部長 1名
- (4) ボランティアマネージャー 2名
- (5) 広報担当 2名
- (6) 書記担当 1名
- (7) 会計担当 1名
- (8) 会計監査 2名

- 2 総務部は、選考基準並びに前項に定める役職毎の募集人数を明確にして、全ての会員世帯に対して立候補者を募集するもの。ただし、会長は現役員（副会長、総務部長、ボランティアマネージャー）の中から募集するもの。
- 3 総務部は、前項における応募者数が募集人数を満たさない場合において、予め一定の期間を設けて、全ての会員世帯に対して、被推薦人の承諾を前提とした候補者の推薦を求めることができる。ただし、会長は現役員（副会長、総務部長、ボランティアマネージャー）の中から候補者の推薦を求めることができる。
- 4 総務部は第2項及び第3項において、応募者数が募集人数を上回った場合は、予め定めた基準に基づき選考しなければならない。

### (選考の優先基準)

第3条 前条第4項に定めた基準は次のとおりとし、第1号から順に基準に適合した応募者を優先的に選考するもの。

- (1) 長子の在学年数が最も多い応募者
  - (2) 男性である応募者
  - (3) 過去に役員及び委員経験が無い応募者
- 2 前項各号に定めた基準によっても選考できない場合は、会長及び校長の協議により選考するもの。

### 附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。